

# 分権型社会の実現

# 1 地方分権改革の推進

提案先省庁	内閣府、農林水産省
-------	-----------

## 提案事項

### (1) 地方分権改革の推進

地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の要望等を踏まえ、更なる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。

### (2) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築

農地転用に係る事務・権限の移譲に併せ、農業の六次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農用地区域からの除外や農地転用に関する規制を緩和し、地方の自由度を拡大すること。

## (提案の理由)

### 現状

- 平成27年6月に成立した第5次一括法により、19法律について国から地方への事務・権限の移譲が実現したが、農地の土地利用に関する規制緩和等は進展していない。

### 課題

- 第5次一括法により移譲される事務の円滑な引継ぎや「提案募集方式」、「手挙げ方式」による更なる事務・権限移譲や規制緩和も課題となっている。
- 義務付け・枠付けの見直しでは、地方公共団体からの提案を踏まえ、地方分権改革有識者会議の専門部会等を活用した更なる取組が求められる。また、地域の実情に応じた土地利用を可能とする農用地区域からの除外や農地転用に関する規制緩和等を早期に実現する必要がある。
- 平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地方分権改革の推進は地方創生において極めて重要なテーマであり、国から地方への権限移譲や規制緩和に関する地方からの提案について最大限の実現を図るなど制度改正を強力に進めていくとしている。

## 2 地方税財源の充実強化

提案先省庁	内閣官房、内閣府、総務省、財務省
-------	------------------

### 提案事項

#### (1) 地方交付税の総額確保等

① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係経費をはじめとした地方の財政需要の増加による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。

なお、景気は緩やかに回復しつつあるものの、地方の中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しいことから、歳出特別枠及び別枠加算について、引き続き適切な措置を講じること。

② 地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消を図るとともに、後年度に財源措置するとして元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。

#### (提案の理由)

##### 現状

- 平成27年度の地方財政計画において、通常収支分の地方交付税については、景気回復に伴い地方税が増収となる中で、16.8兆円と前年度から約0.1兆円の減にとどまり、地方の一般財源総額については、地方創生や社会保障の充実等の財源が上乘せされ、前年度を1.2兆円上回る61.5兆円が措置された。
- 地域経済基盤強化・雇用等対策に係る歳出特別枠は、縮小となるものの、地方創生や公共施設の老朽化対策のための経費への振替を含めると、実質的には前年度と同水準が確保され、交付税の別枠加算は、地方税収の状況を踏まえて、一部を縮小しつつ、必要な額が維持された。
- 交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、地方交付税の法定率が見直されたが、見直し後も引き続き多額の財源不足が生じている。
- 臨時財政対策債発行額は依然として高い水準にあり、今後も引き続き多額の発行が見込まれるなど、地方財政制度の構造的な問題は解決していない。

##### 課題

- 地方分権の推進に伴い、地方の役割が増大する中で、血の滲むような行革に取り組んできたにもかかわらず、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善されておらず、地方財政制度の構造的な問題は解決されていない。

## 提案事項

### (2) 社会保障の安定財源確保

- ① 社会保障・税一体改革は、地方単独事業を含めた安定的な社会保障財源を確保し、持続可能な制度を確立するために重要な改革であり、県としても住民理解を促進するため、一層の取組を進める所存であるが、国においても着実に歳入・歳出両面からの改革を進めること。
- ② 消費税率10%への引上げが延期されたが、社会保障経費の自然増や充実に適切に対応できるよう必要な地方一般財源を確保すること。
- ③ 国民健康保険の見直しに当たり、将来にわたり持続可能な制度の確立に向け、様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 社会保障と税の一体改革については、平成25年12月5日に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（いわゆるプログラム法）」が成立し、少子化対策、医療、介護等の制度改革が順次進められている。
- この改革は地方にとっても重要な改革であるため、県としても、その意義について住民理解が促進されるよう取り組んでいる。
- 経済再生と財政健全化を図るため、平成27年10月に予定されていた消費税率10%への引上げが延期された。
- 近年の地方歳出は、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増加を、給与関係費や投資的経費などの削減で吸収しているのが実態である。
- 平成30年度から国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に移すことなどを柱とした医療保険制度改革法が平成27年5月27日に成立した。国民健康保険の財政運営で都道府県が中心的な役割を果たすよう見直すほか、国による財政支援を強化し、制度の安定化が進められるが、制度や運用の詳細については、今後、具体化される。

#### 課題

- 現行制度のままで推移した場合、社会保障関係経費（地方分）は、毎年度7千億円程度の自然増が見込まれており、地方だけの努力で財源を捻出し、制度を維持することは不可能である。

## 提案事項

### (3) 地方創生の推進のための財源確保等

- ① 地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策が可能となるよう、必要な経費を引き続き地方財政計画に計上するとともに、安定的な財源を確保すること。**新規**
- ② 地方創生の推進のための新型交付金については、用途を狭く縛る個別補助金を中心としたものではなく、ソフト事業も含め、柔軟かつ効果的に活用できる包括的なものとする。 **新規**

### (提案の理由)

#### 現状

- 平成26年度の国の経済対策において、地方創生等を推進するため、「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域消費喚起・生活支援型、地方創生先行型）」が措置された。
- 国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日）」において、新型交付金は、「2016年度からの本格実施に向け検討し、成案を得る。」とされている。
- 平成27年度地方財政計画において、地方創生のために必要な経費として「まち・ひと・しごと創生事業費」が新設され、新規財源0.5兆円を確保し、1兆円が地方財政計画の歳出に計上された。また、一般財源総額について、地方創生のための財源等が上乗せされ、平成26年度の水準から1.2兆円増額された。

#### 課題

- 地方においては、待ったなしの課題である少子化対策の抜本強化や東京圏一極集中の是正等に向け、様々な施策に早急に取り組む必要があり、地方創生関連事業への十分な財政措置は地方創生の成功には不可欠である。

## 提案事項

### (4) 法人実効税率引下げの代替財源確保

今後数年で法人実効税率を20%台まで引き下げる場合には、地方の財政運営に支障がないよう、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保し、最終的には恒久減税には恒久財源が確保されるようにすること。**新規**

### (提案の理由)

#### 現状

- 平成27年度税制改正では、平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指すとされた。
- 具体的には、法人実効税率を平成28年度まで2年間で3.29%（27年度2.51%、28年度0.78%）引き下げる一方で、法人事業税の外形標準課税の拡大、欠損金繰越控除の見直しなど課税ベースの拡大を行うことが示された。

#### 課題

- 今後の人口急減、超高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられない中で、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念される。
- 国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、「中長期の経済財政に関する試算（平成27年2月12日 経済財政諮問会議）」においては、今後の名目GDP成長率を3%程度と見込んでもなお国と地方のプライマリーバランスの黒字化が困難とされているため、この厳しい財政状況を直視し、恒久的な代替措置を用意することが必要である。

**提案事項****(5) 退職手当債に係る特例措置の継続**

本県では、平成32年度に退職者がピークを迎えるなど、今後も引き続き大量退職が見込まれるため、平成27年度までとされている退職手当債に係る特例措置を継続すること。**新規**

**(提案の理由)****現状**

- 退職手当債の発行については、平成17年度までは、当該団体の財政状況を勘案し例外的に認められていたが、団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処しつつ、今後の総人件費削減を進めるため、平成18年度から平成27年度までの10年間の特例措置として、許可により、発行を拡充する措置が講じられている。
- 本県では、平成32年度に退職者がピークを迎えるなど、平成28年度以降も引き続き大量退職が見込まれる。
- 本県では、平成27年度当初予算に70億円の退職手当債を計上している。

**課題**

- 本県では、平成32年度に退職者がピークを迎えるなど、引き続き大量退職が続く見込みであり、今後の収支見通しを踏まえれば、退職手当債を発行せざるを得ない状況である。